

## 木造2階建ての家屋新築工事で外壁作業中足場から躯体との間に墜落

災害発生現場は、木造2階建ての個人住宅の新築工事現場である。工事は棟上げが終了し、前日に引き続き建物外側にラス板を張る作業を行っていた。

被災者は二次下請の作業員で作業の経験は35年のベテランであり、他の職種の作業員はいたもののラス板張りの作業は1人で行っていた。

建物の外周には全周にわたって棟上げの前日に足場が設置されており、被災者は下から2段目で高さが地上から2.6mの足場上でラス板張りの作業を行っていた。ラス板張りの作業はモルタルの下地となる幅8～9m、高さが2～3mの板を釘で柱に打ち付けていくものである。

足場は単管本足場、一部ブラケット足場であり、作業床は原則として幅40cmの鋼製足場が使用されていた。しかし、被災者が災害発生時作業を行っていた部分はベランダ部分であり、この部分については、単管ブラケット足場で、足場板は幅24cmのものが使用され、躯体との間隔は大きく離れており、その間隔は水平距離で約80cmであった。躯体側には内手すりは設けられていなかった。

被災者はこの部分でラス板を張り付ける場所を決めるために墨出しの作業を行っていたとき足を踏み外し、躯体との間の隙間から地上まで墜落したものである。

### 災害の原因

- 1 ベランダ部分について、墜落の恐れのない安全な足場の構造となっていなかったこと。
- 2 ベランダ部分に大きな開口部があるにもかかわらず、内手すり等の墜落防止対策が講じられていなかったこと。
- 3 作業員に安全帯の使用等についての指示がなされていなかったこと。

### 再発防止対策

- 1 足場設置計画時には、建物の形状に十分配慮の上、墜落の恐れのあるような開口部等が生じないように設計すること。
- 2 足場設置に当たっては当該計画に基づき設置するとともに、適切に管理、使用されているかどうかについて点検を行うこと。

- 3 やむを得ず墜落の恐れのある開口部等のある足場により作業を行う場合には、作業  
者に対し安全帯の使用等の墜落防止対策の実施について徹底すること。
- 4 元方事業者等は、経験の豊富な作業者に対しても、必要な安全衛生教育を行うこと。